

長野県土地利用基本計画 新旧対照表

(注) 下線部が変更箇所

前回部会時の計画（案）	計画案
土地利用基本計画の趣旨 略	土地利用基本計画の趣旨 略
<p>第1 土地利用の基本方向</p> <p>1 県土利用の基本方針</p> <p>(1) 県土利用をめぐる現状</p> <p>県土を利用するに当たっては、複雑な地形・地質、豊かで美しい自然環境、上流水源県、首都圏・中京圏からのアクセスが良好という県土の特性に配慮しつつ、次の点に考慮する必要があります。</p> <p>ア 本格的な人口減少社会の到来</p> <p>(ア) 本県の人口は、平成12年をピークに減少しており、平成37年には国立社会保障・人口問題研究所の推計で約194万人、長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略に基づく政策を講じた場合でも約197万人になると見込まれています。年齢構成比では、年少人口と生産年齢人口の割合は減少し、老年人口の割合が増加すると予測されています。</p> <p>(イ) 土地需要は、観光地やインターチェンジ周辺など一部で増加が見られるものの、人口減少・高齢化の進展で更なる減少が想定されます。また、中山間地域では、不在村化の進行等で手入れの不十分な森林や荒廃農地が増加することが懸念されています。</p> <p>イ 自然環境等の悪化 略</p> <p>ウ 相次ぐ自然災害の発生</p> <p>本県では、平成23年の東日本大震災や長野県北部の地震、平成26年の南木曾町の土石流災害、御嶽山噴火災害、神城断層地震など、多くの災害の発生により、県土利用における安全・安心に対する県民意識が高まっています。</p> <p>(2) 県土利用をめぐる現状を踏まえた取り組むべき課題</p> <p>(1)の県土利用をめぐる現状を踏まえた取り組むべき課題は、次のとおりです。</p> <p>ア 県土管理水準等の維持及び向上 略</p> <p>イ 自然環境・美しい景観等の保全・再生・活用</p> <p>人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す側面もあることから、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する県土利用を進めていくことが必要です。</p> <p>これに加えて、人と自然との関わりの中で育まれた景観、農山村の集落やまちなみ、魅力ある都市空間等の保全・再生・創出や次世代への継承とこれらを活用した観光地域づくり等の地域の魅力の向上、農林産物や再生可能エネルギーなどの地域資源の積極的活用と地域内で経済が循環する自立的な仕組みの構築、里地里山等での自然環境と調和した持続可能な県土利用の推進が必要です。また、地球温暖化に伴う気候変動により、自然環境の悪化や生物多様性の損失が懸念されることから、気候変動による将来的な影響も考慮して、これに適応した県土利用を進める必要があります。</p> <p>ウ 災害に強い県土の構築 略</p> <p>(3) 県土利用の課題に対応するための基本方針</p> <p>ア 適切な県土管理を実現する県土利用 略</p>	<p>第1 土地利用の基本方向</p> <p>1 県土利用の基本方針</p> <p>(1) 県土利用をめぐる現状</p> <p>県土を利用するに当たっては、複雑な地形・地質、豊かで美しい自然環境、上流水源県、首都圏・中京圏からのアクセスが良好という県土の特性に配慮しつつ、次の点に考慮する必要があります。</p> <p>ア 本格的な人口減少社会の到来</p> <p>(ア) 本県の人口は、<u>2000年（平成12年）</u>をピークに減少しており、<u>2025年</u>には国立社会保障・人口問題研究所の推計で約194万人、長野県人口定着・確かな暮らし実現総合戦略に基づく政策を講じた場合でも約197万人になると見込まれています。年齢構成比では、年少人口と生産年齢人口の割合は減少し、老年人口の割合が増加すると予測されています。</p> <p>(イ) 土地需要は、観光地やインターチェンジ周辺など一部で増加が見られるものの、人口減少・高齢化の進展で更なる減少が想定されます。また、中山間地域では、不在村化の進行等で手入れの不十分な森林や荒廃農地が増加することが懸念されています。</p> <p>イ 自然環境等の悪化 略</p> <p>ウ 相次ぐ自然災害の発生</p> <p>本県では、<u>2011年（平成23年）</u>の東日本大震災や長野県北部の地震、<u>2014年（平成26年）</u>の南木曾町の土石流災害、御嶽山噴火災害、神城断層地震など、多くの災害の発生により、県土利用における安全・安心に対する県民意識が高まっています。</p> <p>(2) 県土利用をめぐる現状を踏まえた取り組むべき課題</p> <p>(1)の県土利用をめぐる現状を踏まえた取り組むべき課題は、次のとおりです。</p> <p>ア 県土管理水準等の維持及び向上 略</p> <p>イ 自然環境・美しい景観等の保全・再生・活用</p> <p>人口減少は、開発圧力の減少等を通じて空間的余裕を生み出す側面もあることから、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する県土利用を進めていくことが必要です。</p> <p>これに加えて、人と自然との関わりの中で育まれた<u>良好な水環境や景観</u>、農山村の集落やまちなみ、魅力ある都市空間等の保全・再生・創出や次世代への継承とこれらを活用した観光地域づくり等の地域の魅力の向上が求められています。<u>また、農林産物や再生可能エネルギーなどの地域資源の積極的活用と地域内で経済が循環する自立的な仕組みの構築や、里地里山等での自然環境と調和した持続可能な県土利用の推進が必要です。</u></p> <p><u>さらに、地球温暖化に伴う気候変動により、自然環境の悪化や生物多様性の損失が懸念されることから、気候変動による将来的な影響も考慮して、これに適応した県土利用を進める必要があります。</u></p> <p>ウ 災害に強い県土の構築 略</p> <p>(3) 県土利用の課題に対応するための基本方針</p> <p>ア 適切な県土管理を実現する県土利用 略</p>

前回部会時の計画（案）	計画案
<p>イ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用 略</p> <p>ウ 安全・安心を実現する県土利用 略</p> <p>エ 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用 略</p> <p>オ 多様な主体による県土の県民的経営 略</p>	<p>イ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用 略</p> <p>ウ 安全・安心を実現する県土利用 略</p> <p>エ 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用 略</p> <p>オ 多様な主体による県土の県民的経営 略</p>
<p>2 地域類型別の県土利用の基本方向</p>	<p>2 地域類型別の県土利用の基本方向</p>
<p>(1) 都市 略</p> <p>(2) 農山村 略</p> <p>(3) 自然維持地域 略</p>	<p>(1) 都市 略</p> <p>(2) 農山村 略</p> <p>(3) 自然維持地域 略</p>
<p>3 地域別の土地利用の基本方向</p> <p>土地利用に係る地域区分は、本県の自然的、社会的、歴史的な過程等を考慮して、国土利用計画（県計画）の区分に従い、表1のとおり、東信、南信、中信及び北信地域の4地域に区分します。</p>	<p>3 地域別の土地利用の基本方向</p> <p>土地利用に係る地域区分は、本県の自然的、社会的、歴史的な過程等を考慮して、国土利用計画（県計画）の区分に従い、表1のとおり、東信、南信、中信及び北信地域の4地域に区分します。</p>
<p>（表1 略）</p>	<p>（表1 略）</p>
<p>(1) 東信地域</p> <p>この地域は、本県の東部に位置し、北陸新幹線、上信越自動車道、延伸整備中の中部横断自動車道等により、首都圏・日本海圏・太平洋圏との交通の結節点としての役割が期待されています。また、豊かな自然に恵まれた高原リゾートエリアであり、全国屈指の高原野菜の産地であるとともに、加工組立型産業・技術の集積等から地域に根ざした次世代高付加価値型産業の創出が期待され、一層の発展が見込まれます。</p>	<p>(1) 東信地域</p> <p>この地域は、本県の東部に位置し、北陸新幹線、上信越自動車道、延伸整備中の中部横断自動車道等により、首都圏・日本海圏・太平洋圏との交通の結節点としての役割が期待されています。また、豊かな自然に恵まれた高原リゾートエリアであり、全国屈指の高原野菜の産地であるとともに、加工組立型産業・技術の集積等から地域に根ざした次世代高付加価値型産業の創出が期待され、一層の発展が見込まれます。</p>
<p>このため、中部横断自動車道のインターチェンジ周辺をはじめ、今後開発の可能性のある地域においては、周辺地域を含めた計画的な土地利用を図るものとします。また、産学官連携によるナノテクノロジーなど地域に根ざした次世代高付加価値産業の集積や感性価値を付加したものづくり産業の創出を図り、低・未利用地の有効活用も考慮して、ハイテク産業等の集積を進める上で必要な用地を確保するものとします。このほか、G7長野県・軽井沢交通大臣会合の開催実績を活かした国際会議の誘致等を推進します。</p>	<p>このため、中部横断自動車道のインターチェンジ周辺をはじめ、今後開発の可能性のある地域においては、周辺地域を含めた計画的な土地利用を図るものとします。また、産学官連携によるナノテクノロジーなど地域に根ざした次世代高付加価値産業の集積や感性価値を付加したものづくり産業の創出を図り、低・未利用地の有効活用も考慮して、ハイテク産業等の集積を進める上で必要な用地を確保するものとします。このほか、G7長野県・軽井沢交通大臣会合の開催実績を活かした国際会議の誘致等を推進します。</p>
<p>防災対策では、火山活動が活発である浅間山をはじめとする防災・減災のまちづくりを推進するものとします。</p>	<p>防災対策では、火山活動が活発である浅間山に対する火山対策等をはじめとする防災・減災のまちづくりを推進するものとします。</p>
<p>農業地域では、八ヶ岳、浅間山麓、菅平高原等を中心に冷涼な気候を活かし、レタス、はくさい、キャベツ等の高原野菜、きく、カーネーション等の花きの全国屈指の産地として発展しています。また、信州ワインバレー構想による千曲川ワインバレーエリアは、小規模なワイナリーの増加に加え、ワイン用ぶどうの栽培適地として、生産拡大のための農地の確保が求められています。このため、今後も優良農地を積極的に確保するとともに、荒廃農地の解消と発生防止を図るものとします。さらに、八ヶ岳高原では、大規模な酪農経営が営まれていることから、自給飼料基盤に立脚した酪農経営を行うための採草放牧地の保全を図るものとします。</p>	<p>農業地域では、八ヶ岳山麓、浅間山麓、菅平高原等を中心に冷涼な気候を活かし、レタス、はくさい、キャベツ等の高原野菜、きく、カーネーション等の花きの全国屈指の産地として発展しています。また、信州ワインバレー構想による千曲川ワインバレーエリアは、小規模なワイナリーの増加に加え、ワイン用ぶどうの栽培適地として、生産拡大のための農地の確保が求められています。このため、今後も優良農地を積極的に確保するとともに、荒廃農地の解消と発生防止を図るものとします。さらに、八ヶ岳高原では、大規模な酪農経営が営まれていることから、自給飼料基盤に立脚した酪農経営を行うための採草放牧地の保全を図るものとします。</p>
<p>森林地域では、日本最長の千曲川（信濃川）の最上流域や全国的にも降水量が少ない地域が存在することから、水源涵（かん）養や県土保全機能等の多面的機能を高度に発揮させるため、林業事業者による間伐等の推進に加え、多様な主体の参加を促進しつつ、森林の整備と保全を図ることとします。特に、県内最大のカラマツ資源を有することから、この活用により林業・木材産業の振興を図るものとします。</p>	<p>森林地域では、日本最長の千曲川（信濃川）の最上流域や全国的にも降水量が少ない地域が存在することから、水源涵（かん）養や県土保全機能等の多面的機能を高度に発揮させるため、林業事業者による間伐等の推進に加え、多様な主体の参加を促進しつつ、森林の整備と保全を図ることとします。特に、県内最大のカラマツ資源を有することから、この活用により林業・木材産業の振興を図るものとします。</p>

前回部会時の計画（案）	計画案
<p>上信越高原国立公園の浅間山や菅平高原、秩父多摩甲斐国立公園の千曲川源流、妙義荒船佐久高原国立公園、八ヶ岳中信高原国立公園、自然環境保全地域の天狗山など豊かな自然に恵まれたこの地域では、軽井沢高原をはじめとする全国有数のリゾートエリアとなっていることから、自然環境の保全と観光資源としての更なる活用を図るものとします。</p> <p>さらに、旧中山道、旧北国街道の街道・宿場や上田城、「信州の鎌倉」といわれる塩田平等の歴史的文化遺産の保全と活用を図るとともに、地域の景観上の特性や諸条件を踏まえたきめ細かい景観計画や地区計画、地域住民等による協定等により、景観の保全・育成を図るものとします。</p> <p>(2) 南信地域</p> <p>この地域は、本県の南部に位置し、中央自動車道により首都圏、中京圏との交流が深く、伊那木曾連絡道路（権兵衛トンネル）の開通以降は、木曾地域とも多面的な交流が進んでいます。</p> <p>今後、三遠南信自動車道の建設促進により三河（愛知県）や遠州（静岡県）とを結ぶ南の玄関口となるとともに、リニア中央新幹線の開業により首都圏や関西方面からの玄関口となることが見込まれています。特に、平成39年に開業が予定されているリニア中央新幹線については、その整備効果を広く県内に波及させるための関連道路整備を進めています。</p> <p>このため、三遠南信自動車道のインターチェンジ周辺をはじめ、リニア長野県駅の駅周辺及び周辺道路、国道153号伊駒アルプスロード、伊那バイパスや伊南バイパス沿線など今後開発の可能性がある地域においては、周辺地域を含めた計画的な土地利用を図るものとします。</p> <p>産業振興においては、産官学連携や諏訪圏工業メッセの開催等による企業間連携により、航空宇宙産業の集積等の次世代成長分野への挑戦や創業・起業環境の熟成を図り、低・未利用地の有効活用を考慮して、先端技術産業等の集積を進める上で必要な用地を確保するものとします。</p> <p>防災対策では、この地域の全体が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから、防災・減災のまちづくりを推進するものとします。</p> <p>農業地域では、八ヶ岳山麓など冷涼な気候を活かし、セルリー等の野菜やきく、カーネーション等の花きが栽培されています。南アルプスと中央アルプスのふもとでは、水稻を中心に複合経営による野菜、ブランド化を推進している市田柿等の果樹、アルストロメリア、ダリア等の花きに加え、県内でも有数の酪農・肉用牛の生産が行われるなど多品目にわたる農業経営が展開されています。担い手となる中核経営体の育成、集落営農組織の体質強化や経営の複合化を進めるなどして、今後も優良農地を積極的に確保するとともに荒廃農地の解消と発生防止を図るものとします。さらに、農業と地域の自然や農村文化資源を活かした都市農村交流を通じ、移住・二地域居住を促進するものとします。</p> <p>森林地域は、県内の3割強を占めており、その多面的機能を高度に発揮させるため、林業事業者による間伐等の推進に加え、矢作川流域等での上下流域の住民や企業等多様な主体の参加による取組等を活用し、森林の整備と保全を図るものとします。また、木材の安定供給とスギ、ヒノキ、アカマツ等の地域材を活用した住宅づくりなど県産材の普及を図るとともに、未利用資源を活用した木質バイオマスの利用促進により、森林を支える山村地域の活性化及び森林整備を図るものとします。</p>	<p>上信越高原国立公園の浅間山や菅平高原、秩父多摩甲斐国立公園の千曲川源流、妙義荒船佐久高原国立公園、八ヶ岳中信高原国立公園、自然環境保全地域の天狗山など豊かな自然に恵まれたこの地域では、軽井沢高原をはじめとする全国有数のリゾートエリアとなっていることから、自然環境の保全と観光資源としての更なる活用を図るものとします。</p> <p>さらに、旧中山道、旧北国街道の街道・宿場や上田城、「信州の鎌倉」といわれる塩田平等の歴史的文化遺産の保全と活用を図るとともに、地域の景観上の特性や諸条件を踏まえたきめ細かい景観計画や地区計画、地域住民等による協定等により、景観の保全・育成を図るものとします。</p> <p>(2) 南信地域</p> <p>この地域は、本県の南部に位置し、中央自動車道により首都圏、中京圏との交流が深く、伊那木曾連絡道路（権兵衛トンネル）の開通以降は、木曾地域とも多面的な交流が進んでいます。</p> <p>今後、三遠南信自動車道の建設促進により三河（愛知県）や遠州（静岡県）とを結ぶ南の玄関口となるとともに、リニア中央新幹線の開業により首都圏や関西方面からの玄関口となることが見込まれています。特に、2027年に開業が予定されているリニア中央新幹線については、その整備効果を広く県内に波及させるための関連道路整備を進めています。</p> <p>このため、三遠南信自動車道のインターチェンジ周辺をはじめ、リニア長野県駅の駅周辺及び周辺道路、国道153号伊駒アルプスロード、伊那バイパスや伊南バイパス沿線など今後開発の可能性がある地域においては、周辺地域を含めた計画的な土地利用を図るものとします。</p> <p>産業振興においては、<u>産官学連携</u>や諏訪圏工業メッセの開催等による企業間連携により、航空宇宙産業の集積等の次世代成長分野への挑戦や創業・起業環境の熟成を図り、低・未利用地の有効活用を考慮して、先端技術産業等の集積を進める上で必要な用地を確保するものとします。</p> <p>防災対策では、この地域の大部分が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されていることから、防災・減災のまちづくりを推進するものとします。</p> <p>農業地域では、八ヶ岳山麓など冷涼な気候を活かし、セルリー等の野菜やきく、カーネーション等の花きが栽培されています。南アルプスと中央アルプスのふもとでは、水稻を中心に複合経営による野菜、ブランド化を推進している市田柿等の果樹、アルストロメリア、ダリア等の花きに加え、県内でも有数の酪農・肉用牛の生産が行われるなど多品目にわたる農業経営が展開されています。担い手となる<u>中核的</u>経営体の育成、集落営農組織の体質強化や経営の複合化を<u>進めること</u>などにより、<u>今後も優良農地を積極的に確保するとともに荒廃農地の解消と発生防止を図るものとします。</u>さらに、農業と地域の自然や農村文化資源を活かした都市農村交流を通じ、移住・二地域居住を促進するものとします。</p> <p>森林地域は、県内の3割強を占めており、その多面的機能を高度に発揮させるため、林業事業者による間伐等の推進に加え、矢作川流域等での上下流域の住民や企業等多様な主体の参加による取組等を活用し、森林の整備と保全を図るものとします。また、木材の安定供給とスギ、ヒノキ、アカマツ等の地域材を活用した住宅づくりなど県産材の普及を図るとともに、未利用資源を活用した木質バイオマスの利用促進により、森林を支える山村地域の活性化及び森林整備を図るものとします。</p>

前回部会時の計画（案）	計画案
<p>また、ユネスコエコパークにも登録された南アルプス国立公園、八ヶ岳中信高原国立公園、天竜奥三河国立公園、中央アルプス県立公園といった多くの自然公園や八島ヶ原湿原等の豊かな自然に恵まれていることから、その適正な保全と観光資源としての戦略的な活用を図るものとします。特に、中央アルプス県立公園については国定公園化の研究を進めます。</p> <p>本県最大の湖である諏訪湖については、水質浄化対策などの環境改善を図るとともに、湖周サイクリングロードの整備など観光地域づくりを通じて、諏訪湖を活かしたまちづくりを進めるものとします。</p> <p>さらに、景観育成重点地域、景観育成住民協定等に見られるように、地域の美化や景観づくりに関する住民主体の活動と連携し、協働による地域づくりを進めるものとします。</p> <p>(3) 中信地域</p> <p>この地域は、本県の西部に位置し、北アルプスや安曇野の田園風景、国宝松本城等の恵まれた観光資源に加え、県内唯一の空の玄関口である信州まつもと空港を有しています。今後、中部縦貫自動車道、松本糸魚川連絡道路、木曾川右岸道路等の整備により、一層広範囲な交流が見込まれます。</p> <p>このため、中部縦貫自動車道のインターチェンジ周辺や松本糸魚川連絡道路の沿道等、今後開発の可能性のある地域においては、周辺地域を含めた計画的な土地利用を図るものとします。産業振興においては、産学官連携による新技術、新製品の開発を促進し、低・未利用地の有効活用も考慮して、産業集積を進める上で必要な用地を確保するものとします。</p> <p>防災対策では、この地域では、神城断層地震や御嶽山の噴火、土石流災害など、多くの災害が発生していることから、糸魚川―静岡構造線、姫川断層といった活断層の存在に伴う地震対策、御嶽山や焼岳などに対する火山対策等をはじめとする防災・減災のまちづくりを推進するものとします。</p> <p>農業地域では、北アルプスを望む地域で豊かな自然条件や気温の日較差が大きいという気象条件を活かし、基幹品目の水稻をはじめ、りんご、レタス、すいかなどを中心とした園芸作物の生産及び畜産が行われ、県内でも有数の農業地帯として発展しています。また、木曾地域等の山間地では、はくさいなどの野菜と和牛肥育素牛の生産も行われています。このため、今後も優良農地を積極的に確保するとともに、信州ワインバレー構想により、日本のワイン産地の先進地である桔梗ヶ原と日本アルプスの各ワインバレーにおけるワイン用ぶどうの生産の振興を進めるため、栽培適地の農地の利用を促進する等、荒廃農地の解消と発生防止を図るものとします。</p> <p>森林地域は、県内の4割弱を占めており、その多面的機能を高度に発揮させるため、林業事業者による間伐等の推進、人工林のヒノキやカラマツなどの製材品その他の林産物の生産や、水源地域としての木曾川上下流の交流等多様な主体の参加による取組等を活用し、森林の整備と保全を図るものとします。また、森林セラピー基地の「赤沢自然休養林」を健康づくりや医療機関と連携した観光資源として活用を図ります。</p> <p>自然公園地域では、中部山岳国立公園の北アルプス、上高地、乗鞍や県立自然公園の御嶽山や中央アルプス等の山岳景観、自然環境保全地域の姫川源流、南木曾岳、唐花見湿原、角間池等の原生的な自然に恵まれていることから、その適正な保全と観光資源としての活用を図るものとします。</p> <p>また、冬季五輪が開催された白馬村をはじめとする全国有数のスキー場、</p>	<p>また、ユネスコエコパークにも登録された南アルプス国立公園、八ヶ岳中信高原国立公園、天竜奥三河国立公園、中央アルプス県立公園といった多くの自然公園や八島ヶ原湿原等の豊かな自然に恵まれていることから、その適正な保全と観光資源としての戦略的な活用を図るものとします。特に、中央アルプス県立公園については国定公園化の研究を進めます。</p> <p>本県最大の湖である諏訪湖については、水質浄化対策などの環境改善を図るとともに、湖周サイクリングロードの整備など観光地域づくりを通じて、諏訪湖を活かしたまちづくりを進めるものとします。</p> <p>さらに、景観育成重点地域、景観育成住民協定等に見られるように、地域の美化や景観づくりに関する住民主体の活動と連携し、協働による地域づくりを進めるものとします。</p> <p>(3) 中信地域</p> <p>この地域は、本県の西部に位置し、北アルプスや安曇野の田園風景、国宝松本城等の恵まれた観光資源に加え、県内唯一の空の玄関口である信州まつもと空港を有しています。今後、中部縦貫自動車道、松本糸魚川連絡道路、木曾川右岸道路等の整備により、一層広範囲な交流が見込まれます。</p> <p>このため、中部縦貫自動車道のインターチェンジ周辺や松本糸魚川連絡道路の沿道等、今後開発の可能性のある地域においては、周辺地域を含めた計画的な土地利用を図るものとします。産業振興においては、産学官連携による新技術、新製品の開発を促進し、低・未利用地の有効活用も考慮して、産業集積を進める上で必要な用地を確保するものとします。</p> <p>防災対策では、この地域では、神城断層地震や御嶽山の噴火、土石流災害など、多くの災害が発生していることから、糸魚川―静岡構造線、姫川断層といった活断層の存在に伴う地震対策、御嶽山や焼岳などに対する火山対策等をはじめとする防災・減災のまちづくりを推進するものとします。</p> <p>農業地域では、北アルプスを望む地域で豊かな自然条件や気温の日較差が大きいという気象条件を活かし、基幹品目の水稻をはじめ、りんご、レタス、すいかなどを中心とした園芸作物と畜産物の生産が行われ、県内でも有数の農業地帯として発展しています。また、木曾地域等の山間地では、はくさいなどの野菜と和牛肥育素牛の生産も行われています。このため、今後も優良農地を積極的に確保するとともに、信州ワインバレー構想により、日本のワイン産地の先進地である桔梗ヶ原と日本アルプスの各ワインバレーにおけるワイン用ぶどうの生産の振興を図るため、栽培適地の農地の利用を促進する等、荒廃農地の解消と発生防止を図るものとします。</p> <p>森林地域は、県内の4割弱を占めており、その多面的機能を高度に発揮させるため、林業事業者による間伐等の推進、人工林のヒノキやカラマツなどの製材品その他の林産物の生産や、水源地域としての木曾川上下流の交流等多様な主体の参加による取組等を活用し、森林の整備と保全を図るものとします。また、森林セラピー基地の「赤沢自然休養林」を健康づくりや医療機関と連携した観光資源として活用を図ります。</p> <p>自然公園地域では、中部山岳国立公園の北アルプス、上高地、乗鞍や県立自然公園の御嶽山や中央アルプス等の山岳景観、自然環境保全地域の姫川源流、南木曾岳、唐花見湿原、角間池等の原生的な自然に恵まれていることから、その適正な保全と観光資源としての活用を図るものとします。</p> <p>また、冬季五輪が開催された白馬村をはじめとする全国有数のスキー場、</p>

前回部会時の計画（案）	計画案
<p>温泉地、上高地など知名度の高い観光地が数多くあり、平成 28 年日本遺産に認定された「木曾路」や、「塩の道古道」など歴史的文化遺産の保全・活用と合わせ、信州まつもと空港の国際化の推進等を通じたインバウンド振興（外国人観光客の誘致）を図るものとしします。特に、御嶽山噴火により観光客が大きく減少した木曾地域においては、「木曾ブランド」による観光地域づくりが重要です。さらに、景観計画や地区計画、地域住民等による住民協定等により、安曇野の田園風景や松本城の眺望に配慮したまちづくりなど、地域の特性に応じた景観の保全・育成を図るものとしします。</p> <p>(4) 北信地域</p> <p>この地域は、県の北部に位置し、国宝善光寺等文化的資源や志賀高原等の豊かな自然に恵まれ、機械、電機、食品、印刷をはじめとする製造業等多様な産業や文化機能が集積しています。また、北陸新幹線の金沢延伸や上信越自動車道の4車線化等により人的・経済的な交流の更なる拡大が期待されています。</p> <p>このため、金沢延伸時に県内唯一の新設駅となった北陸新幹線飯山駅周辺、上信越自動車道のインターチェンジ周辺など今後開発の可能性のある地域においては、周辺地域を含めた計画的な土地利用を図ります。また、善光寺門前周辺では民間主導でリノベーションによる空き家等の再生が行われ、まちの新たな賑わい創出の手法として注目されています。</p> <p>産業振興においては、産学官連携による新技術、新製品の開発を促進し、製造業等の集積と、低・未利用地の有効利用も考慮して、産業集積を進める上で必要となる用地を確保します。</p> <p>防災対策では、長野県北部地震、神城断層地震等地震による被害が相次いでいることから、防災・減災のまちづくりを推進するものとしします。</p> <p>農業地域では、千曲川沿岸を中心に多品目の果樹栽培が行われており、中でもりんご、ぶどう、ももは栽培面積、生産量とも県内第1位となっています。このため、県オリジナル品種の導入等を通じて果物の稼ぐ力をさらに活かし、農業等の活性化を図るものとしします。また、アスパラガス、トルコギキョウは全国屈指の生産量を誇っているため、今後も優良農用地を積極的に確保します。さらに、信州ワインバレー構想による千曲川ワインバレーでは、小規模なワイナリーの増加に加え、ワイン用ぶどうの適地とされるところが多いことから農地の利用を促進し、荒廃農地の解消と発生防止を図るものとしします。加えて、姨捨の棚田やあんずの里をはじめとする優れた農村景観や観光資源を活かした都市農村交流を推進するものとしします。</p> <p>森林地域では、スギや広葉樹が多いことから、その資源を活用した林業・木材産業の振興を図るものとしします。また、間伐材等についてはボイラー等の燃料や木質バイオマス発電等で有効に利用する取組を推進するものとしします。</p> <p>北部・西部の土砂災害の発生しやすい地域においては、地すべり対策事業等の災害対策を、また、千曲川沿岸の低平地では、宅地や農地の排水対策を推進します。また、豪雪がもたらす災害の抑制をはじめ県土の保全等多面的機能を高度に発揮させるため、林業事業者による間伐等の推進に加え、多様な主体の参加を促進しつつ、森林の整備と保全を図るものとしします。さらに、森林の癒し効果を体験する森林セラピー基地が県内10か所（森林セラピーロードを含む。）のうち4か所あることから、観光資源として有効活用を図るものとしします。</p>	<p>温泉地、上高地など知名度の高い観光地が数多くあり、<u>2016年（平成28年）</u>日本遺産に認定された「木曾路」や、「塩の道古道」など歴史的文化遺産の保全・活用と合わせ、信州まつもと空港の国際化の推進等を通じたインバウンド振興（外国人観光客の誘致）を図るものとしします。特に、御嶽山噴火により観光客が大きく減少した木曾地域においては、「木曾ブランド」による観光地域づくりが重要です。さらに、景観計画や地区計画、地域住民等による住民協定等により、安曇野の田園風景や松本城の眺望に配慮したまちづくりなど、地域の特性に応じた景観の保全・育成を図るものとしします。</p> <p>(4) 北信地域</p> <p>この地域は、県の北部に位置し、国宝善光寺等文化的資源や志賀高原等の豊かな自然に恵まれ、機械、電機、食品、印刷をはじめとする製造業等多様な産業や文化機能が集積しています。また、北陸新幹線の金沢延伸や上信越自動車道の4車線化等により人的・経済的な交流の更なる拡大が期待されています。</p> <p>このため、金沢延伸時に県内唯一の新設駅となった北陸新幹線飯山駅周辺、上信越自動車道のインターチェンジ周辺など今後開発の可能性のある地域においては、周辺地域を含めた計画的な土地利用を図ります。また、善光寺門前周辺では民間主導でリノベーションによる空き家等の再生が行われ、まちの新たな賑わい創出の手法として注目されています。</p> <p>産業振興においては、産学官連携による新技術、新製品の開発を促進し、製造業等の集積と、低・未利用地の有効利用も考慮して、産業集積を進める上で必要となる用地を確保します。</p> <p>防災対策では、長野県北部地震、神城断層地震等地震による被害が相次いでいることから、防災・減災のまちづくりを推進するものとしします。</p> <p>農業地域では、千曲川沿岸を中心に多品目の果樹栽培が行われており、中でもりんご、ぶどう、ももは栽培面積、生産量とも県内第1位となっています。このため、県オリジナル品種の導入等を通じて<u>稼ぐ力をさらに向上し、</u>農業等の活性化を図るものとしします。また、アスパラガス、トルコギキョウは全国屈指の生産量を誇っているため、今後も優良農用地を積極的に確保します。さらに、信州ワインバレー構想による千曲川ワインバレーでは、小規模なワイナリーの増加に加え、ワイン用ぶどうの適地とされるところが多いことから農地の利用を促進し、荒廃農地の解消と発生防止を図るものとしします。加えて、姨捨の棚田やあんずの里をはじめとする優れた農村景観や観光資源を活かした都市農村交流を推進するものとしします。</p> <p>森林地域では、スギや広葉樹が多いことから、その資源を活用した林業・木材産業の振興を図るものとしします。また、間伐材等についてはボイラー等の燃料や木質バイオマス発電等で有効に利用する取組を推進するものとしします。</p> <p>北部・西部の土砂災害の発生しやすい地域においては、地すべり対策事業等の災害対策を、また、千曲川沿岸の低平地では、宅地や農地の排水対策を推進します。また、豪雪がもたらす災害の抑制をはじめ県土の保全等多面的機能を高度に発揮させるため、林業事業者による間伐等の推進に加え、多様な主体の参加を促進しつつ、森林の整備と保全を図るものとしします。さらに、森林の癒し効果を体験する森林セラピー基地が県内10か所（森林セラピーロードを含む。）のうち4か所あることから、観光資源として有効活用を図るものとしします。</p>

前回部会時の計画（案）	計画案
<p>また、この地域は、上信越高原国立公園の苗場山、ユネスコエコパークにも登録された志賀高原一帯の高層湿原、自然環境保全地域の逆谷地湿原など、県内の7割を占める原野が存在しています。また、鍋倉山や妙高戸隠連山国立公園の奥裾花溪谷等のブナの原生林など豊かな自然にも恵まれていることから、その適正な保全を図るものとします。さらに、重要伝統的建造物群保存地区の指定を受けた長野市戸隠地区の宿坊群など良好な景観について、その保全・育成を図るものとします。</p> <p>さらに、冬季五輪の開催地である志賀高原、野沢温泉スキー場をはじめとするスノーリゾートや地獄谷野猿公苑のスノーモンキー等、世界的に有名な温泉地等の観光資源を活用したインバウンド振興やアウトドア観光の充実に取り組むとともに、「信越自然郷」等の圏域・県域を越えた広域観光連携により、通年型の観光地域づくりを推進するものとします。</p>	<p>また、この地域は、上信越高原国立公園の苗場山、ユネスコエコパークにも登録された志賀高原一帯の高層湿原、自然環境保全地域の逆谷地湿原など、県内の7割を占める原野が存在しています。また、鍋倉山や妙高戸隠連山国立公園の奥裾花溪谷等のブナの原生林など豊かな自然にも恵まれていることから、その適正な保全を図るものとします。さらに、重要伝統的建造物群保存地区の<u>選定</u>を受けた長野市戸隠地区の宿坊群など良好な景観について、その保全・育成を図るものとします。</p> <p>さらに、冬季五輪の開催地である志賀高原、野沢温泉スキー場をはじめとするスノーリゾートや地獄谷野猿公苑のスノーモンキー等、世界的に有名な温泉地等の観光資源を活用したインバウンド振興やアウトドア観光の充実に取り組むとともに、「信越自然郷」等の圏域・県域を越えた広域観光連携により、通年型の観光地域づくりを推進するものとします。</p>
<p>4 土地利用の原則</p> <p>(1) 都市地域 略</p> <p>(2) 農業地域 略</p> <p>(3) 森林地域</p> <p>森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興及び森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域です。</p> <p>森林地域の土地利用については、林産物の供給をはじめ、県土保全、水源の涵養等森林が持つ多面的機能が持続的に発揮されることが国民生活の安定に欠くことができないものであることを考え合わせると、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する機能が高度に発揮されるよう、林業事業者による間伐等の推進に加え、多様な主体の参加を促進しつつ、その整備と保全を図るものとします。</p> <p>ア 保安林（森林法第25条第1項及び第25条の2第1項による保安林をいう。以下同じ。）においては、県土保全、水源涵養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図るべきのものであることを考え合わせると、適正な管理を行うとともに、保安林の指定理由の消滅又は公益上の理由による転用以外、他用途への転用は行わないものとします。</p> <p>イ その他の森林地域（保安林以外の森林地域をいう。以下同じ。）においては、多面的機能の維持増進を図るため、適正な管理を行うものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地、又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、他用途への転用を避けるものとします。</p> <p>なお、森林を他用途へ転用する場合には、その多面的機能の維持を図るとともに、生物多様性保全のため、生態系ネットワークの維持に十分配慮するものとします。</p> <p>(4) 自然公園地域 略</p> <p>(5) 自然保全地域 略</p> <p>第2 土地利用の調整に関する事項</p> <p>1 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針 略</p>	<p>4 土地利用の原則</p> <p>(1) 都市地域 略</p> <p>(2) 農業地域 略</p> <p>(3) 森林地域</p> <p>森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興及び森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域です。</p> <p>森林地域の土地利用については、林産物の供給をはじめ、県土保全、水源の涵養等森林が持つ多面的機能が持続的に発揮されることが<u>県民生活</u>の安定に欠くことができないものであることを考え合わせると、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する機能が高度に発揮されるよう、林業事業者による間伐等の推進に加え、多様な主体の参加を促進しつつ、その整備と保全を図るものとします。</p> <p>ア 保安林（森林法第25条第1項及び第25条の2第1項による保安林をいう。以下同じ。）においては、県土保全、水源涵養、生活環境の保全等の諸機能の積極的な維持増進を図る<u>べきもの</u>であることを考え合わせると、適正な管理を行うとともに、保安林の指定理由の消滅又は公益上の理由による転用以外、他用途への転用は行わないものとします。</p> <p>イ その他の森林地域（保安林以外の森林地域をいう。以下同じ。）においては、多面的機能の維持増進を図るため、適正な管理を行うものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地、又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、他用途への転用を避けるものとします。</p> <p>なお、森林を他用途へ転用する場合には、その多面的機能の維持を図るとともに、生物多様性保全のため、生態系ネットワークの維持に十分配慮するものとします。</p> <p>(4) 自然公園地域 略</p> <p>(5) 自然保全地域 略</p> <p>第2 土地利用の調整に関する事項</p> <p>1 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針 略</p>

前回部会時の計画（案）	計画案
<p>2 特に調整を要する地域での留意事項</p> <p>(1) 荒廃農地の増加への対応</p> <p>高齢化や人口減少に伴う担い手不足等により荒廃農地が増加しています。</p> <p>このため、農地として再生活用できるものは、生産のための基盤整備や農業の担い手への利用集積の促進等により、有効活用を図るものとし、既に森林化しており、農地としての活用が困難なものは、計画的に森林地域等へ変更し、適正な土地利用を図るものとします。</p> <p>(2) 農地におけるインターチェンジ周辺や幹線道路沿いの開発への対応</p> <p>インターチェンジ周辺や都市郊外の幹線道路の沿道は、商業施設等の出店圧力が高まります。</p> <p>特に農地の利用転換に際しては、食料生産の確保と地域の振興を考慮しつつ、地域の農業や景観等に及ぼす影響と地域の実情に応じた開発の必要性について検討するものとし、インターチェンジ周辺や都市郊外の幹線道路の沿道は、周辺の土地利用を規制・誘導する調整方針を立て、適正な土地利用を図るものとします。</p> <p>(3) 市街化調整区域と隣接する区域の対応</p> <p>大規模な土地利用の転換は、周辺地域も含めて事前に十分な調査と調整を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮し、適正な土地利用を図るものとします。</p> <p>特に、厳しい開発制限を伴う市街化調整区域と隣接した土地利用規制の緩やかな地域においては、隣接する地域の間で一体的な土地利用が図られるよう都市的利用と農業的利用等との調整を行い、厳格な規制・誘導を伴う適正な土地利用を図るものとします。</p> <p>(4) 再生可能エネルギー関連施設の設置への対応</p> <p>農地や森林、過去に災害のあった場所などへの再生可能エネルギー関連施設の設置にあたっては、小規模な設備でも地域や住民とのトラブルが発生する場合があります。</p> <p>再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、関係法令の遵守を求めるほか、地域住民に対する十分な説明、地域の自然環境や景観、災害リスク等に配慮した事業の重要性を事業者へ周知し、地域と調和した適正な土地利用を図るものとします。</p>	<p>2 特に調整を要する地域での留意事項</p> <p>(1) 荒廃農地の増加への対応</p> <p>高齢化や人口減少に伴う担い手不足等により荒廃農地が増加しています。</p> <p>このため、農地として再生活用できるものは、生産のための基盤整備や農業の担い手への<u>集積・集約</u>の促進等により、有効活用を図るものとし、既に森林化しており、農地としての活用が困難なものは、計画的に森林地域等へ変更し、適正な土地利用を図るものとします。</p> <p>(2) 農地におけるインターチェンジ周辺や幹線道路沿いの開発への対応</p> <p>インターチェンジ周辺や都市郊外の幹線道路の沿道は、商業施設等の出店圧力が高まります。</p> <p>特に農地の利用転換に際しては、食料生産の確保と地域の振興を考慮しつつ、地域の農業や景観等に及ぼす影響と地域の実情に応じた開発の必要性について検討するものとし、インターチェンジ周辺や都市郊外の幹線道路の沿道は、周辺の土地利用を規制・誘導する調整方針を立て、適正な土地利用を図るものとします。</p> <p>(3) 市街化調整区域と隣接する区域の対応</p> <p>大規模な土地利用の転換は、周辺地域も含めて事前に十分な調査と調整を行い、県土の保全と安全性の確保、環境の保全等に配慮し、適正な土地利用を図るものとします。</p> <p>特に、厳しい開発制限を伴う市街化調整区域と隣接した土地利用規制の緩やかな地域においては、隣接する地域の間で一体的な土地利用が図られるよう都市的利用と農業的利用等との調整を行い、厳格な規制・誘導を伴う適正な土地利用を図るものとします。</p> <p>(4) 再生可能エネルギー関連施設の設置への対応</p> <p>農地や森林、過去に災害のあった場所などへの再生可能エネルギー関連施設の設置にあたっては、小規模な設備でも地域や住民とのトラブルが発生する場合があります。</p> <p>再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、関係法令の遵守を求めるほか、地域住民に対する十分な説明、地域の自然環境や景観、災害リスク等に配慮した事業の重要性を事業者へ周知し、地域と調和した適正な土地利用を図るものとします。</p>
<p>(参考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地利用基本計画図地域区分別面積（未添付） 2 県内地域区分図（未添付） 3 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針（未添付） 	<p>(参考)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 土地利用基本計画図地域区分別面積（未添付） 2 県内地域区分図（未添付） 3 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針（未添付）